(3) Nature and quantity of the services to be required : Post-contract payment office etc Regular work, 1set

(4) Performance period : From date of contract through 31 May, 2021

(5) Delivery place : Places designated by Japan Pension Service

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

① It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.

② It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.

③ Have the Grade A in "Service" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2019, 2020, 2021

④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥ Prove to have no false statement in tendering documents

⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧ Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

(7) Time-limit for Tender : 11 : 00 AM, 23 July, 2019

(8) Contact point for the notice : Azusa Tanihira, Procurement Management Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、入札書及び競争参加資格確認資料の提出を同時に行う試行工事（以下「同時提出型」という。）です。

令和元年６月12日

支出負担行為担当官

東北農政局長　鈴木　良典

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04

1　工事概要

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　岩手山麓農業水利事業　岩洞ダム取水ゲート改修工事

(3) 工事場所　岩手県盛岡市薮川地内。

(4) 工事内容　ダム取水ゲート　１式（シリンダーゲート　１門、制水ゲート　１門、可動主スクリーンゲート　１基、可動副スクリーンゲート　１基、既設構造物撤去　１式、電気設備　１式、仮締切工　１式）。

(5) 工期　令和４年３月25日まで。

(6) 使用する主要な資機材　鋼材　75ｔ、仮締切材　295ｔ。

(7) 本工事は、提出された技術資料に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(8) 本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

(9) 本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

(10) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事である。

(11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

(12) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(13) 本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術提案書を含む競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。

(14) 本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

なお、本方式の実施手続きは、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。（農林水産省ホームページ：http://www.maff.go.jp./j/nousin/sekkei/soukakeiyaku.html参照）

(15) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）」及び「現場管理費のうち労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）」等について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合並びに建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策等に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

(16) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(17) 本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて工事成績評定に加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(18) 本工事は、週休２日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休２日を実施する希望がある場合、契約後、週休２日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

(19) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

(20) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの試行工事である。